

県民意見整理台帳

丹沢大山保全計画改定素案「丹沢大山自然再生計画(仮称)」に関する意見の概要とその反映等について

県民意見募集期間

平成18年12月22日(金)～平成19年1月22日(月)

神奈川県環境農政部緑政課

丹沢大山保全計画改定素案「丹沢大山自然再生計画（仮称）」に関する意見の概要とその反映等について

1 提出された意見の件数：105件

2 意見反映区分と件数

| | | |
|---|----------------|-----|
| 1 | 計画に反映するもの | 6件 |
| 2 | 既に計画盛り込んであるもの | 36件 |
| 3 | 事業実施の際に参考とするもの | 30件 |
| 4 | 計画に反映できないもの | 19件 |
| 5 | その他（意見、質問等） | 14件 |

| 項番 | 項目 | 意見要旨 | 意見数 | 反映の方向 | 区分 |
|----|------|--|-----|--|----|
| 1 | A．全体 | わかりにくい用語があるので注釈をつけてほしい。 | 1 | ご趣旨を踏まえ巻末に用語解説を掲載しました。 | 1 |
| 2 | A．全体 | 次世代を担う子どもたちにも分かりやすい計画としてほしい。そのために、現状を表現した写真などを掲載してはどうか。 | 1 | ご趣旨を踏まえて修正しました。 | 1 |
| 3 | A．全体 | 丹沢を守るための計画を策定することも大切だが、予算を確保し、まず事業を実施してみることが大切ではないか。 | 1 | 本計画をまず策定し、それに基づいて丹沢大山の自然再生の予算を確保してまいりたいと考えております。 | 5 |
| 4 | A．全体 | 丹沢大山保全計画は丹沢大山基本構想に基づいて改定されるため、新たに里山域を含めた広い範囲を対象とすることになると考えられるが、その範囲がわからない。 | 1 | 丹沢大山が抱える問題の解決のため、丹沢大山国定公園区域及び県立丹沢大山自然公園区域を中心とした施策展開を行います。山ろく部で行われている里山保全活動や野生動物被害対策等も丹沢大山の自然再生に寄与するものと考えられます。したがって、本計画では、丹沢大山国定公園区域及び県立丹沢大山自然公園区域を含む4市3町1村（相模原市津久井町・秦野市・厚木市・伊勢原市・松田町・山北町・愛川町・清川村）の市街化区域を除くエリア（66,548ha）を対象としております。 | 2 |
| 5 | A．全体 | 新たに水源環境保全税が導入されるが、丹沢のエリアは水源地でもあるので、新税を活用して強力に押し進めてほしい。 | 1 | 本計画は、「かながわ水源環境保全・再生施策大綱」や「かながわ水源環境保全・再生実行5か年計画」と連携して推進することとしており、事業計画の中には水源環境保全・再生実行5か年計画の一部の事業を位置づけております。 | 2 |
| 6 | A．全体 | 山で土を作りそして水をおさえこむ | 1 | ご意見の内容を森林の持つ水源かん養機能を十分に発揮して、一定の水量を常時供給するような森林づくりをすべきという意見と捉えますと、本計画においても、森林の土壌保全を第一と考えて、様々な事業を組み込むこととしております。 | 2 |
| 7 | A．全体 | 「事業主体」が誰なのかを示して戴きたい。 | 1 | 本計画は、県が実施する事業だけで構成しています。なお、構成事業の中には、市町村等の取り組みを支援する事業も含まれており、この支援により市町村等で実施される事業数量は、本文中に括弧書きで明記してあります。 | 5 |

| 項番 | 項目 | 意見要旨 | 意見数 | 反映の方向 | 区分 |
|----|------|--|-----|--|----|
| 8 | A．全体 | 自然再生の原則の中で「従来のような事業実施主体ごとの縦割りの区分ではなく、横断的な主体により全体をマネジメント」とありますが、「事業実施主体」「横断的な主体」とは一体何でしょうか？ | 1 | ご指摘の箇所は、丹沢大山総合調査実行委員会がとりまとめた「丹沢大山自然再生基本構想」の内容を要約して紹介しています。ご指摘の部分は、県だけではなく、国や民間団体を事業実施主体とし、自然再生委員会を横断的な主体としています。 | 5 |
| 9 | A．全体 | ところどころに「再生委員会と連携して」などありますが、そのように書かれていない事業は「再生委員会」と連携しないのでしょうか。 | 1 | 総合調査で提案のあった事業や、県として始めて取り組む事業などについては、科学的知見や県民の幅広い意見を取り入れながら進める必要があるため、「再生委員会と連携して」と記載しました。それ以外の事業については、事業目的に応じ、それぞれの事業が丹沢大山の自然再生にどの程度効果があるかなどについて自然再生委員会に検証いただくこととしております。 | 5 |
| 10 | A．全体 | ところどころに「県民参加」「県民協働」とありますが、そのように書かれていない事業は県と有償の業者などで実施するのでしょうか。また、「参加」と「協働」の違いは何でしょうか。 | 1 | 県が直接または専門業者への委託などで行う事業以外で、県が主催する事業へ調査員などとして参加していただく場合を「県民参加」、県とNPO等が共催して事業を行う場合は「県民協働」としています。 | 5 |
| 11 | A．全体 | 自然再生に向け、県民と行政がしっかり連携して取り組んで欲しい | 1 | 丹沢大山地域は水源地やレクリエーションの場として利用され、都市住民も恩恵を享受していることから、一般の県民、自然再生に関心を持つNPOや生活に密接な関係のある地元住民等との連携や参加を促進するため、事業支援を行うなどの積極的な取り組みを進めることとしております。 | 2 |

| 項番 | 項目 | 意見要旨 | 意見数 | 反映の方向 | 区分 |
|----|--------------|--|-----|---|----|
| 12 | B．計画の基本的な考え方 | 景観域の名称はなぜ自然再生基本構想と異なっているのか。同じで良いのではないか。 | 1 | 本県では平成18年10月に、水源の森林づくり事業やかながわ水源環境保全・再生施策大綱・実行5か年計画、丹沢大山自然再生基本構想など、これまで森林に関する施策、計画、提言等で示されたものをとりまとめ、県内の森林全体について再生の方向とめざす姿を示した「かながわ森林再生50年構想」を作成しましたので、本計画では、その中で使用したゾーン名称と整合を図ることとしました。 | 4 |
| 13 | B．計画の基本的な考え方 | 丹沢の荒廃がシカの影響によるところが大きいとのことだが、幅広い事業を行うよりまずシカを減らすことに集中してはどうか。 | 1 | 丹沢大山における自然環境の問題は、シカによる影響が大きな要因の一つであることは確かですが、他の要因とも複雑に絡み合っており、引き起こされていることが、総合調査の結果から明らかになっております。 従って、本計画ではシカ保護管理計画との密接な連携を図りながら、「統合的な事業展開」を基本的な視点の一つとし、シカの保護管理以外の様々な施策も同時に実施することとしております。 | 4 |
| 14 | B．計画の基本的な考え方 | 調査では多くの人が参加して、政策提言が行われたが、その調査で実際に現場を見てきた人が率先して行動することが大切ではないか。 | 1 | 総合調査に参加された方を含め、県民の協力が自然再生事業を実施するうえで、大変重要であるとの考えから、計画の基本的な視点の中で「県民参加による自然再生事業の実施」を掲げており、また、主要施策として「県民参加・協働の推進」を計画に盛り込んでおります。 | 2 |
| 15 | B．計画の基本的な考え方 | 今までの計画では、予算不足、連携不足だったとのことなので、NPOや多くの県民の方の協力が必要ではないか。 | 1 | NPO等の協力に関しましては、計画の基本的な視点の中で「県民参加による自然再生事業の実施」を挙げており、また、主要施策として「県民参加・協働の推進」を計画に盛り込んでおり、これまで以上にNPOや県民の方々との連携や協力が得られるよう、支援体制を構築していきたいと考えております。 | 2 |
| 16 | B．計画の基本的な考え方 | 計画では4つの景観域ごとに自然再生の目標を設定し施策を展開していくこととしているが、この区分は従来からの人間の土地利用の経緯を踏まえてのことではあるが、シカや野生生物の問題、さらには生物多様性の保全といった生態系管理の重要性が認識されるようになった今日、かなり思い切った修正が必要である。 | 1 | 本計画では、丹沢大山地域を特徴的な領域に分けて特定課題を検討した方が、より綿密で実効性のある対策が可能になるとの考えから、4つの景観域を設定、管理する方向で整理しております。シカをはじめとした野生生物については景観域共通の問題としてとらえ、取り組むこととしております。 | 4 |
| 17 | B．計画の基本的な考え方 | 自然再生の手法（受動的手法・能動的手法・活用的手法）と、事業計画とはどのように繋がっているのか分かりづらい。 | 1 | 1つの事業でも地域の状況に応じて再生手法が異なる場合がありますので事業計画には明示していません。 事業実施の際、地域ごとに適切な手法を使い分け、組み合わせることとしております。 | 5 |

| 項番 | 項目 | 意見要旨 | 意見数 | 反映の方向 | 区分 |
|----|--------------|--|-----|--|----|
| 18 | B．計画の基本的な考え方 | 管理指標に12ユニットや6ユニット等と記載があるが、ユニットの意味がわからない。 | 1 | ご趣旨を踏まえ巻末に用語解説を掲載しました。 | 1 |
| 19 | B．計画の基本的な考え方 | 山地域の問題と課題として、「30度未満の緩斜面の粘土質土壌が残積地においては」という記載があるが、意味がわからない。 | 1 | 表現を工夫してわかりやすい内容に修正するとともに、巻末に用語解説を掲載しました。 | 1 |
| 20 | B．計画の基本的な考え方 | 事業費の概略を示して頂きたい。 金額がわからなければ、納税者としては計画の是非を判断できないのではないか。 さらに予算が取れなかった場合の実施方法、計画縮小なのかなども示して頂きたい。 | 1 | 県事業に係る予算は、その年の財政状況等を勘案し、議会の承認を得て決定されることから、本計画では記載していません。毎年度毎の予算が確定され次第、その都度、公表していきたいと考えております。 | 4 |
| 21 | B．計画の基本的な考え方 | 6年目から50年目までの概略道筋を示して頂きたい。 | 1 | 本計画では、50年後の景観域ごとの将来像を示し、それに向けた方向付けを行っております。本計画の推進にあたっては、当初5年間の事業計画の点検により、次の5年間の計画を作成することとしています。将来像が実現されるまでは、事業を継続し、修正しながら順応的な管理を行うことで再生目標の達成に努めます。 | 4 |

| 項番 | 項目 | 意見要旨 | 意見数 | 反映の方向 | 区分 |
|----|-------------|--|-----|---|----|
| 22 | C . 計画の推進体制 | 再生のための事業は横断的に取組むとされているが、丹沢山中において実施される県を事業主体とする公共事業について、計画段階においてきちんとチェックするシステムにするのか。 | 1 | 現在県では全庁的な自然再生の推進組織として「丹沢大山自然再生推進本部」を設置しており、本計画に関しても各関係部局が連携して策定にあたっております。計画策定後は、実施事業の調整や事業の効果検証に伴う対策の見直し等を行うことになっております。 本計画の「計画の推進体制」でも、この推進本部を計画の推進組織と位置づけるとともに、多様な主体からなる「丹沢大山自然再生委員会」が事業の点検・評価を行い、県に事業の見直し等の提案を行うこととしています。 | 2 |
| 23 | C . 計画の推進体制 | 調査団が横滑りした再生委員会という開かれてるとは言いがたい体制で検討するのは、調査団からの提言である「県民の参加による保全計画の改定と実施」ということと全く相反する対応である。 形式的なパブリック・コメントの手順を踏むだけでなく、保全計画の改定内容に関する議論、検討そのものの場に県民が直接参加可能な開かれた体制を一刻も早く整えるべきである。 | 1 | 丹沢大山の現状を危惧した人々が総合調査実行委員会を結成し、自然再生委員会には、その中から事業計画まで責任を持ち参加する意志を持つメンバーが任意に集まり設立されました。自然再生委員会への更なる県民参加については、委員会の中で、できるだけ早い時期に検討されるよう、委員会にご意見の趣旨をお伝えいたします。 | 5 |
| 24 | C . 計画の推進体制 | 自然再生推進本部が横断的な形で設置されるが、それだけでは形式的であって保全の実を挙げる上で全く足りない。 林道、堰堤、砂防ダム等はもちろん、清川村営金沢キャンプ場のような河川の人工的な改修工事等、丹沢におけるすべての公共事業について、計画段階で環境保全の視点からその是非を詳細に検討する仕組みを整えるべきである。 | 1 | 県が実施する林道、堰堤・砂防ダム、河川改修等さまざまな事業は、事業種目、事業規模等により、計画から実施までのプロセスが異なっておりますので、環境への配慮についても、それぞれの事業ごとの実情にあった仕組みの中で検討・計画をし、実施しています。また、自然公園内では、事業の許認可の際に環境配慮についてのチェックを行っております。 さらに、長期にわたる工事に関しては、外部委員による公共事業評価委員会という仕組みもあり、環境配慮についてもチェックをしていただいております。 ご提案の内容に関しましては、今後の取組の参考とさせていただきます。 | 3 |

| 項番 | 項目 | 意見要旨 | 意見数 | 反映の方向 | 区分 |
|----|----------|---|-----|--|----|
| 25 | D．ブナ林の再生 | ブナ林再生の数値目標に関して、ブナ林衰退地が ha で、この内5年間で haの対策を立てるといような表示の方が分かり易いように思う。 計画で掲げられている事業量に根拠はあるのか。 | 1 | 計画の事業量は、特に衰退が著しい地域で、この5年間で対応する必要がある事業量を示しております。 | 5 |
| 26 | D．ブナ林の再生 | ブナ林の再生事業について、地球温暖化による影響を考えて、ブナ林のみの再生ではなく、ブナ林より標高の低いところに生える樹林の復元も考えるべきではないか。 | 1 | ブナ林域であるからブナだけを再生するという考えは持っておりません。あくまで、ブナの衰退原因の究明を継続するとともに、温暖化、少雪化といった気象条件等の地域環境の変化及び地域特性を勘案しながら、その地域に適した自然の再生を図ることとしております。 | 3 |
| 27 | D．ブナ林の再生 | ブナ林の再生に係る最優先課題としてオゾンの供給源である排気ガスの削減を掲げ、具体的な事業に組むべきことブナを枯死させている主因はオゾンであることが明確になっており、オゾンとブナハバチ、シカの採食圧を並列的に扱うことは間違いである。国や関東近都県、自動車メーカー等とも連携しながら、必要な具体的施策に取り組むべきである。 | 1 | ブナの衰弱・枯死については、光化学オキシダントなどの大気汚染物質や水分ストレス、ブナハバチの摂食圧などの要因と立地環境などが複合的に影響しているものと考えられます。このため、本計画においては、山頂付近のオゾン等の気象観測やブナハバチ等の発生原因の究明、水分ストレスなどについて調査研究し、複合的要因によるブナの衰退原因の解明に努めます。 | 4 |
| 28 | D．ブナ林の再生 | 衰退傾向の見られ始めたブナが、多人数による林床への踏み込みにより、急速に衰弱・枯死に至る事例が見られるように思われるので、専門家の意見を聞き、学術的な検証、調査の必要性について検討願いたい。 | 1 | 本計画では、ブナ林の衰退機構の解明を行うこととしております。ご意見の内容は、この研究の中で検討してまいります。また、根系上部への踏圧がブナの生育に影響を与えることが予想されるので、本計画の推進にあたっては、極力踏圧等の人為的な影響を減じよういたします。 | 3 |
| 29 | D．ブナ林の再生 | ブナ古木、大木の根元に、麻袋（或いはマット？）に入れた間伐材（県有林産）のチップを丸太杭、柵と併用して根元土砂流出防止策を施す。 | 1 | ブナ帯森林の土壌流出防止のために土留工を植生保護柵と組み合わせるなど、丹沢の堂平で実施した実証試験の結果から最適の工法を選んで施行することとしています。 ご意見の工法に関しては、今後の参考とさせていただきます。 | 3 |
| 30 | D．ブナ林の再生 | ブナの苗木を大量生産（大雑把にでも東と西とで分ける必要がある、遺伝子組成が違う？） | 1 | 現地産種子から育成する苗木については、遺伝的な系統を重視して産地別に生産し、管理する事業を計画に盛り込んでいます。 | 2 |

| 項番 | 項目 | 意見要旨 | 意見数 | 反映の方向 | 区分 |
|----|----------|--|-----|--|----|
| 31 | D．ブナ林の再生 | ブナ枯損の激しい所を中心に苗木の植林を行い、周囲を植生保護柵等で食害から守る。 | 1 | ご意見にあるように枯損の原因など現地の状況を踏まえ、植生保護柵と土壌の安定化の他、必要と判断された場合は苗木の植栽等を組み合わせ施行します。 | 2 |
| 32 | D．ブナ林の再生 | かつてブナ林床に存在していたスズタケ、ミヤマクマザサの復活を図るべく、現在残存しているこれらの一部を移植して、自然環境保全センター敷地内で、大量に増殖させ、その苗を、現在消滅した林床に植栽する。（周囲を植生保護柵で囲う） | 1 | ササ類については、当面は、残存する林床植生の現地における保護を行います。 | 4 |
| 33 | D．ブナ林の再生 | 枯損ブナを伐採し、土砂流出工作物に加工する。（樹齢等データをとる） | 1 | 枯損木に依存する生物も多いことから、工作物への加工は考えておりません。 | 4 |
| 34 | D．ブナ林の再生 | ブナハバチ殺虫剤の研究開発と、薬剤樹幹注入（或いは放射線使用か） | 1 | ブナハバチの発生要因や生態を解明しながら対策を検討していきますが、ブナ林帯での殺虫剤使用は、他の生物に影響を与える可能性があるため現状では困難と考えます。 | 4 |
| 35 | D．ブナ林の再生 | 丹沢大山自然再生基本構想では、「今後、観測地点を拡大するなどして継続的な監視が必要と思われる」としています。ブナ林衰退の著しい稜線（蛭ヶ岳、丹沢山）、影響がまだ少ない地点（堂平）に観測地点を追加してください。 | 1 | 本計画では、ブナ林衰退機構の解明を構成事業として位置づけ、稜線部及び影響がまだ少ない地点へ気象観測ステーションを新たに設置してまいります。 | 2 |
| 36 | D．ブナ林の再生 | 「ブナ林の保全・再生対策」では、「ブナ林衰退機構の研究」を中心に施策を展開してほしい。「ブナ林保護対策工法の開発」や「オゾン等に強い丹沢産樹種の苗木生産」は、対処療法的、短視野的で好ましくありません。前者はブナ成木には有効ではなく、後者はブナの多様な遺伝子に対して遺伝子汚染を引き起して人工化してしまいます。 | 1 | 本計画では、丹沢大山全域で衰退機構の解明を行いながら、ブナの枯死が著しい箇所等では積極的なブナ林再生対策を実施することとしています。苗木の使用にあたっては、実証事業として実施し、遺伝的な地域特性に配慮し、遺伝子の攪乱や劣化を引き起こさないようにします。 | 3 |
| 37 | D．ブナ林の再生 | ブナ林の再生には大気汚染特にブナの衰退の主原因である光化学オキシダントの抑制施策が必要です。素案の「ブナ林の保全・再生対策」としての「ブナ林衰退機構の研究」の目的は、単なる学術研究でなく、「クリティカルレベルの解明」へとつなげる研究にして下さい。そして、発生源での光化学オキシダントの削減抑制の生物環境基準づくりにつなげてください。 | 1 | ブナの衰弱・枯死については、光化学オキシダントなどの大気汚染物質や水分ストレス、ブナハバチの摂食圧などの要因と立地環境などが複合的に影響しているものと考えられます。このため、本計画においては、山頂付近のオゾン等の気象観測やブナハバチ等の発生原因の究明、水分ストレスなどについて調査研究し、複合的要因によるブナの衰退原因の解明に努めます。 | 3 |
| 38 | D．ブナ林の再生 | 「ブナハバチ食害等」という表現はニホンジカ同様に「ブナハバチ摂食等」と変更すべきと思います。 | 1 | ご意見を踏まえて修正いたします。 | 1 |

| 項番 | 項目 | 意見要旨 | 意見数 | 反映の方向 | 区分 |
|----|----------|--|-----|---|----|
| 39 | E．人工林の再生 | 「人工林の再生」として「公益的機能を重視した混交林への転換」を挙げているが、木材を生産する混交林と天然林化させる混交林（あるいは広葉樹林）に分け整備する必要がある。 | 1 | 本計画では、人工林を混交林等へ転換する人工林は、林道から離れた採算性の低い地域＝木材生産が困難な地域と整理しており、混交林化する人工林での木材生産は基本的に想定しておりません。 | 4 |
| 40 | E．人工林の再生 | 野生生物の問題の対応の観点から、天然林の適正な配置を考慮する必要がある。県有林は最優先でそれにあたり、私有林は可能な限り公有林化して（時間がかかっても目標を持つことが大事）天然林を増やす。 | 1 | 本計画では、人工林でも適正な管理を行い、下層植生を豊かにするとともに、林道から遠いなど木材生産が困難な人工林については、広葉樹を導入して混交林へ誘導するなど、山地域（標高概ね300～800m）をシカなどが生息できる環境に再生することを目標としております。 また、私有林の公有林化については、ダム湖周辺など水源地域の森林として重要な地域に限定して進めることとしています。 | 2 |
| 41 | E．人工林の再生 | 天然林を維持造成していく森林所有者には、税制の優遇、環境保全への評価を行い、その報奨金が与えられる制度の創設が必要である。 | | 現在、県には、山林または原野などの土地を所有している方、地上権を持っている方を対象とした自然保護奨励金制度がありますが、自然再生を積極的に進めるにあたって、天然林の維持造成を行っている森林所有者の方への報奨金等について、既存の制度の見直しなどを含め、今後の取り組みの参考とさせていただきます。 | 3 |
| 42 | E．人工林の再生 | 「人工林の再生」では、林道沿いと林道から離れたところによって、人工林と混交林の将来像や事業内容が述べられているが、順序が逆である。人工林域全体の目標林型（人工林と天然林（混交林）の配置を考え、必要なところの路網整備を図るというスタンスが必要である。現状追認ではなく、長期的ビジョンの中で、当面の対応策を進めていくべきである。 | 1 | 丹沢大山総合調査では、林道等が既に配置されていても、経済状況等の様々な事情により森林整備が進んでいない箇所が多くあることがわかっております。本計画では、既存の林道を最大限活用して森林整備をすることを優先したいと考えております。 | 4 |
| 43 | E．人工林の再生 | 「人工林の再生」として「地域特性に応じた適正な森林整備」と「県産木材の有効活用の促進と基盤整備」が挙げられているが、それを実現するには林業の担い手の育成が不可欠である。森林組合の教化強化育成、流域の木材産業の強化連携こそ、人工林問題解決の本質であり、それを強調すべきである。 | 1 | 本計画では、森林整備や木材生産を担う民間組織・団体の育成・強化に取り組むこととしており、森林組合の強化や林業の担い手の育成確保に取り組んでまいります。 | 2 |
| 44 | E．人工林の再生 | 「手入れ不足やシカの過剰な採食圧により人工林が荒廃している」との記載があるが、人工林の場合はシカの過剰な採食圧で荒廃しているのか。 | 1 | 丹沢大山の人工林の荒廃原因は、ひとつには間伐等の手入れ不足があり、このために林内が暗くなり林床植生の衰退・土壌流出が生じてしまいますが、この他に、シカの過剰な採食圧も原因として考えられ、この場合にも林床植生が衰退し、土壌流出が生じていきます。特に後者については、人工林だけでなく天然林においても問題となっています。 | 5 |

| 項番 | 項目 | 意見要旨 | 意見数 | 反映の方向 | 区分 |
|----|------------|---|-----|---|----|
| 45 | E . 人工林の再生 | <p>県産木材の有効活用の促進と基盤の整備について、生産される木材の計画数量等が記載されているが、現状の間伐・主伐面積や生産木材量などの根拠となる数値が記載されていないので分かりにくい。</p> <p>また、計画数量は達成可能なのか、頭で考えた施策ではなく、神奈川県の実地現場に即した施策なのか、無駄な公共事業になるように危惧される。いきなり基盤整備というのは飛躍しすぎた施策に感じる。</p> | 1 | <p>計画数量については、これまでの実績を踏まえるとともに、水源の森林づくり事業計画や県産木材活用総合対策などの個別計画、また、県の総合計画やかながわ水源環境保全・再生実行5か年計画などと整合を図り、策定したものです。</p> <p>また、基盤整備については、森林整備や県産木材の有効活用を効率的に進める上で必要不可欠であると考えております。</p> | 5 |
| 46 | E . 人工林の再生 | <p>県産木材の有効活用の促進と基盤の整備として、林道改良や支線としての作業道整備が掲げられているが、このところ、水源の森林管理道という名目で林道と思しき道が作られている。新たな林道を作る場合は、自然保護団体を含む協議会を立ち上げて検討するとの方針が明らかにされているが、それが骨抜きにされるのではないかと心配がある。23路線の林道、作業道の整備計画の詳細を明らかにすべきである。</p> | 1 | <p>「林道の改良と作業道の整備」に掲げた計画数量23路線は、既存林道のうち、改良を計画している路線数であり、林道の新規路線の計画はありません。また、林道に比べて簡易な施設である作業道については、森林整備の実施に伴い、必要に応じて随時設置していくこととしています。</p> <p>作業道は、森林の適正な管理のために必要な施設であり、構造物を少なくするなど、できるだけ自然に負荷をかけないように配慮して設置することとしています。</p> | 4 |
| 47 | E . 人工林の再生 | <p>県産材の使用に関する「理解」「使用促進」に関する大々的なPRする。</p> | 1 | <p>県産木材の利用促進につきましては、平成7年度から開始した「かながわ木づかい運動」により、県民への木材利用の普及啓発及び県産木材の利用促進を官民一体となって推進しています。このうち、民間では、かながわ木づかい運動の推進母体であるかながわ森林・林材業活性化協議会において、県産木材の産地認証制度等を運営しており、産地の明らかな県産木材の供給と地域の工務店による県産木材を使った家づくりの推進やイベント等での県産木材の普及PR活動に取り組んでいるほか、県では、平成18年度に県内で初となる県産木材に関する総合イベントである『かながわ森林循環フェア』を開催し、森林づくりや県産木材に関する普及・PRを実施し、木を使うことが森林の適正な管理に必要なことを広く県民に理解していただいたところであり、来年度も引き続き実施する計画としています。</p> | 2 |

| 項番 | 項目 | 意見要旨 | 意見数 | 反映の方向 | 区分 |
|----|------------|---|-----|--|----|
| 48 | E . 人工林の再生 | 従来の木材販売方法の見直しを行う。 丸太直売と立木処分（指名競争入札から直営販売：競売のような方式？）について、提案する。 | 1 | 現在、間伐材の販売は、県内唯一の原木市場である県森林組合連合会の林業センターに出荷され、主として建築用材として県内外の製材工場や、土木工用資材として販売されております。このほかに、山から製材工場や土木工事現場への直接搬入による販売や、間伐材の供給に関する協定に基づいた合板工場への定量販売など、新たな販売方法がとられています。 木材流通は、民間事業者の活動ですが、全国的にも丸太の質、量等のニーズや販売形態は多様化しており、従来の販売方法のほかに、需要者側のニーズに応じた直接販売による取引は増えており、県としてもこれらの状況を踏まえ新たな木材の販売・流通の構築、さらには間伐材の供給力の強化等に取り組んでいくこととしております。 | 2 |
| 49 | E . 人工林の再生 | 従来の木材販売方法の見直しを行う。 間伐材の販売（量をまとめて、沢山出す。ホームセンターなど今まで販売対象外だった所にも販路を拡大する）を提案する。 | 1 | 県内で生産された間伐材は、林業や木材業等の関係者の団体で構成される、かながわ森林・林材業活性化協議会により、産地認証を受けた「かながわ県産木材」として販売されております。これらの県産木材は主として地元の製材工場で製材され、地元・かながわの木を使った家づくりに取り組む工務店や家づくりグループの方たちに利用されております。この他に、木製文具や建具職人が作る建具・家具製品など、あるいは公共施設の建築材料など様々な形で利用されております。 今後、県産木材の利用拡大を図るためには、これらの取組を促進するとともに、新たな事業者の参画や、県民の方々により身近な製品の開発、さらにはそうした多様な製品の新たな販路の開拓や普及PRなどが必要と考えております。県としましても、平成18年度から民間の方々と連携し、県産木材の普及イベント「森林循環フェア」を開催し、県産木材のPR普及に取り組んで行くこととしております。 | 2 |
| 50 | E . 人工林の再生 | 基本構想は国有林、県有林、私有林にも及び構想なので、基本構想を踏まえた素案の主要施策と事業は、国有林、県有林及び私有林も素案に包含され、整合がとられるようにして下さい。 | 1 | 本計画は、丹沢大山を全体としてとらえ、自然再生の方向性を定めた計画であります。今後は国有林等の土地所有者や関係者との調整が必要となりますので、ご意見の内容は、事業実施の際の参考とさせていただきます。 | 3 |
| 51 | E . 人工林の再生 | 「県産材の有効活用の促進と基盤の整備」として「林道の改良と作業道の整備」が挙げられ、23路線の数量目標を掲げているが、23路線とその距離を具体的に明記してください。また、この路線数量は丹沢大山自然再生対象地域全域の数量か。 | 1 | 「林道の改良と作業道の整備」に掲げた計画数量23路線は、既存林道のうち、改良を計画している路線数ですが、改良工事の延長などの詳細については、現時点では決定していません。 なお、計画数量は丹沢大山自然再生地域全域の数量です。 | 4 |

| 項番 | 項目 | 意見要旨 | 意見数 | 反映の方向 | 区分 |
|----|----------|---|-----|---|----|
| 52 | E．人工林の再生 | 「林道の改良と作業道の整備」の内容はどのようなものか。2車線の林道を1車線（すれ違い箇所の確保）に直す、工事で排出される土砂を沢に投棄しない、アスファルト舗装はしないなど、環境に配慮した林道改良でしょうか。作業道はアスファルト舗装とせず、作業が終われば元に復旧されるものか。 林道改良・作業道整備の環境配慮技術基準を明らかにして定めてください。 | 1 | 本計画における林道の改良とは、林道の機能維持のために必要な法面や路体の改良及び林業作業を行いやすくする土場の設置等を考えており、ご指摘のように環境に配慮して実施します。作業道につきましては林道よりも小規模で、木材の搬出や資材の搬入等を行うものです。なお、環境配慮基準については現在具体的な基準はございませんが、既に「自然にやさしい森林土木工事例集」などを取りまとめておりますので、今後とも環境配慮については積極的に実施していきます。 | 3 |
| 53 | E．人工林の再生 | 八丁神縄林道は2車線のコンクリ舗装の高規格林道ですが、これは今回の自然再生計画の中で見直しをしますか。このような2車線林道はもう丹沢では不要ですから見直してください。また、水源林管理道の整備では、たとえば黍穀山線で行われています。法面を大きく削り道幅も広い立派な林道だと思います。水源林管理道は作業道ですか。林道ですか。このような工事が進められている水源林管理道ですが、水源林管理といえども林道・管理道も今回の自然再生計画に包含されていますか。包含されるようにしてください。 | 1 | 本計画では、林道等基盤の整備についても、丹沢大山全体の自然再生を図るために必要な事業と位置づけており、「林道の改良と作業道の整備」を計画に掲げております。 計画数量23路線は、既存林道のうち、改良を計画している路線数であり、林道の新規路線の計画はありません。また、林道に比べて簡易な施設である作業道については、森林整備の実施に伴い、必要に応じて随時設置していくこととしています。 水源林管理道は作業道として位置づけており、森林の適正な管理のために必要な施設であり、構造物を少なくするなど、できるだけ自然に負荷をかけないように配慮して設置することとしております。 なお、八丁神縄林道は、1車線です。 | 4 |
| 54 | E．人工林の再生 | 「林道の改良と作業道の整備」について、どのような内容の整備をどの範囲で行うのかを整備現場に掲示してください。 | 1 | 工事概要を示した看板については従来から設置していますが、一般の方々により分かりやすい内容にするよう検討していきます。 | 3 |
| 55 | E．人工林の再生 | 「地域特性に応じた適切な森林整備の推進」ですが、基本構想では路網沿いの集中林業とかかれており、総合調査セミナーでも林道から片側200mにつき集中林業すると発表されましたが、そのとおりですか。 | 1 | 本計画では、林道から概ね200mの人工林を木材生産が可能な森林として考えており、持続可能な人工林の整備を行うこととしております。 | 2 |
| 56 | E．人工林の再生 | 基本構想では荒廃人工林は広葉樹を交えた人工林へ整備とされていますが、素案では明らかではありません。基本構想と同じようにしてください。 | 1 | 本計画では、荒廃した人工林について、林道沿いなど人工林経営が可能な地域においては、持続可能な人工林の整備を行い、林道から離れた採算性の低い地域においては、混交林化等、公益的機能を重視した森林整備を行うこととしており、このことについては、基本構想と合致しております。 | 2 |

| 項番 | 項目 | 意見要旨 | 意見数 | 反映の方向 | 区分 |
|----|------------|---|-----|---|----|
| 57 | E . 人工林の再生 | 伐採した人工林の搬出はどのように行いますか。いままでみたところでは、伐採された材木を林床を引きずりながら搬出していました。そのような搬出は土壌をかきまわし林床を傷めます。自然再生にふさわしい自然環境に配慮した森林整備技術基準を定めてください。 | 1 | 木材の搬出時には、ある程度の林地のかく乱はやむを得ない場合がありますが、できる限り、環境への負荷をかけないように配慮してまいります。 ご意見の内容は、事業実施の際の参考とさせていただきます。 | 3 |
| 58 | E . 人工林の再生 | どのような内容の森林整備をどの範囲・面積・期間で行うのかを整備現場に掲示してください。 | 1 | 工事概要を示した看板については従来から設置していますが、一般の方々により分かりやすい内容にするよう検討していきます。 | 3 |
| 59 | E . 人工林の再生 | 構成事業の「林道の改良と作業道の整備」についてですが、林道の整備・維持による環境へのインパクトおよび投資される財源などを考えると林道等を用いない木材搬出方法を検討すべきと思います。 | 1 | 木材の搬出については、現地の条件等により、架線、モノレール、ヘリコプターなど、林道以外にも様々な手法が用いられておりますが、木材の輸送だけでなく、森林整備の際の人員輸送や日常の森林管理を考えた場合、林道はすぐれた施設であることから、森林整備に必要な基盤整備として進めていきたいと考えております。 ご意見の趣旨は、事業実施の際の参考とさせていただきます。 | 3 |

| 項番 | 項目 | 意見要旨 | 意見数 | 反映の方向 | 区分 |
|----|-------------------------------|--|-----|---|----|
| 60 | F．自然資源・地域資源を活かした地域の自立とつながりの再生 | シカやサルは鉄砲で撃って、人の手により数を調整すべきです。 | 1 | 本計画では、ニホンジカについては、生息環境管理や被害防除対策と組み合わせ、必要な個体数調整を実施していきます。 サルについては、ニホンザル保護管理計画で県全体の対策が講じられており、各地域については鳥獣被害対策の中で対応することにしております。 | 2 |
| 61 | F．自然資源・地域資源を活かした地域の自立とつながりの再生 | 「自然資源・地域資源を活かした地域の自立とつながりの再生」の事業では「丹沢エコツーリズム」としているが、「自然公園の適正利用」の事業では「山岳エコツーリズム」となっている。既に横断的ではないようにお見受けしますが。 | 1 | 山麓の集落地域で展開する「里山エコツーリズム」と奥山域（標高概ね800m以上）で展開する「山岳エコツーリズム」を合わせて、「丹沢エコツーリズム」と定義しております。 | 5 |
| 62 | F．自然資源・地域資源を活かした地域の自立とつながりの再生 | 自然資源・地域資源を活かした地域の自立とつながりの再生として、地域の自立再生への支援等いくつかの施策が掲げられているが、地元自治体の地域活性化事業等が自然環境保全の視点から不適切のものとならないよう、常に情報の収集に務め、必要な場合には適切に対応を図るべきである。 | 1 | 本計画の「計画の推進体制」にありますように、地方自治体の事業も含め自然再生計画に位置づけられた事業については、NPOや学識者、企業など多様な主体からなる「丹沢大山自然再生委員会」が、自然環境保全を含む総合的な視点で行う点検・評価を踏まえ、内容の見直しや事業追加などの対応を行うこととしております。ご提案に関しましては、施策を推進する際の参考とさせていただきます。 | 3 |
| 63 | F．自然資源・地域資源を活かした地域の自立とつながりの再生 | 「エコツーリズムの推進」については、現在、普及啓発活動は高標高域ではほとんど行われておりません。実施予定エリアからはこの地域が含まれておりません。ぜひ、高標高も含めた視野での計画を望みます。 | 1 | 本計画では、高標高域でのエコツーリズムは、自然公園の適正利用の「山岳エコツーリズム」で実施することとしています。 | 2 |

| 項番 | 項目 | 意見要旨 | 意見数 | 反映の方向 | 区分 |
|----|------------|---|-----|---|----|
| 64 | G．渓流生態系の再生 | 沢の復活として、石をどけたりして自然を再生させるべきです。 | 1 | 沢の再生に関しましては、「生きものとの共存のための対策」として、「溪畔林の整備」や「渓流生態系重点保存地区の検討」などを計画に盛り込んでおります。 具体的な実施方法のご提案は、土石の多い渓流を生息場所として好む生きものもおりますので、事業実施の際の参考とさせていただきます。 | 3 |
| 65 | G．渓流生態系の再生 | オートキャンプ場は合成洗剤等による環境汚染はもちろんだが、河川の改修等による渓流生態系の直接的な破壊を齎しているケースがあり、中には国定公園の第三種特別地域で勝手に開発行為を繰り返す悪質極まりない例もある。これらのオートキャンプ場について、常に監視の眼を光らせ、不適切な利用がなされないようにすべきである。 | 1 | 自然公園管理者として、国定公園区域・県立自然公園区域における、オートキャンプ場建設をはじめ各種の行為について、自然公園法及び神奈川県自然公園条例等に基づき、適正に対応いたします。本計画では、それらを踏まえ自然公園の適正利用に関する基本方針を策定することとしております。 | 2 |
| 66 | G．渓流生態系の再生 | 保全計画に盛り込まれていながら有名無実化している、自然公園区域からの残土の持ち出しについて、直ちに沢への投棄を止め、自然公園区域外へ持ち出す事を徹底すべきである。また、相模湾への砂と栄養の供給を妨げている堰堤、砂防ダムはこれ以上は造らないことが必要である。 | 1 | 自然公園区域内で発生する発生土につきましては、「原則として区域外への搬出」を県営事業において実施していくとともに、一般の事業者に対しても働きかけてまいります。 砂防堰堤等については、防災上必要とされることも事実であることから、事業目的を損ねない範囲で最大限の環境配慮をするなどの工夫を施すなど、県の事業について調整していきたいと考えております。 | 4 |
| 67 | G．渓流生態系の再生 | 今後、渓流における工事には、コンクリートを多用した治山・砂防堰堤、流路工等を極力行わないこととし、古来からの治山治水工法（現場石、木材を使用）と現採丸太柵、植林等森林整備と併せて工事を行うようにしていく。 | 1 | 本計画では、生態系や景観を重視する観点から渓流生態系重点保存地区や渓流景観保存地区を検討しており、工法についても、両面に配慮したものをできるだけ検討していきたいと考えております。 | 3 |
| 68 | G．渓流生態系の再生 | 現在まで施工されてきた治山、砂防堰堤、流路工等に魚道等をつけるような、生物の往来可能な施設に改良していくことも必要ではないでしょうか。 | 1 | 渓流生態系の具体的保存方法やエコアップ工法について検討する中で、生物の移動についても検討いたします。 | 2 |

| 項番 | 項目 | 意見要旨 | 意見数 | 反映の方向 | 区分 |
|----|------------|--|-----|--|----|
| 69 | H. シカの保護管理 | ハンターの数が少なくなっていくことに対し、どのような対策を立てているのか。 | 1 | 本計画の事業計画では、管理捕獲の従事者を育成する等、保護管理の担い手育成に取り組むこととしています。また、ワナによる捕獲などにより効率的な捕獲方法についても検討・実施することとしています。 | 2 |
| 70 | H. シカの保護管理 | 狩猟者が今後10年でほぼいなくなるというのは極めて危機的な状況にあると思います。今後50年を担う次世代の狩猟者の育成が不可欠だと考えますが、何か対策を立てていないのか。 | 1 | 本計画の事業計画では、管理捕獲の従事者を育成する等、保護管理の担い手育成に取り組むこととしています。また、ワナによる捕獲などにより効率的な捕獲方法についても検討・実施することとしています。 | 2 |
| 71 | H. シカの保護管理 | シカの生息数を1 km ² あたり5頭未満にするとしているが、推計精度が低いのではないかと。暗視装置などで確実な個体数の把握したらどうか。 | 1 | シカの個体数推計方法は様々ありますが、急峻な山岳地を広域で調査する上で最も確実な生息数把握の方法は現在採用している区画法と考えております。暗視装置の使用は夜間の利用を前提としているため、危険も伴い、精度も落ちるものと思われます。 | 4 |
| 72 | H. シカの保護管理 | 奥山域での管理目標が5頭/km ² となっているが、植生への影響は改善しないのではないかと。 | 1 | 現在の密度把握手法は区画法を用いており、この手法により5頭/km ² 未満というのは、ほとんどシカを見ないという状況であり、限りなく0に近い値であります。現状で20頭/km ² 以上であるので、かなりの低減数だと考えております。また、この目標は個体数調整上の暫定目標であり、状況をみて改善を検討していきたいと考えております。 | 3 |
| 73 | H. シカの保護管理 | 丹沢でシカが生息する事のできる面積とシカ1頭が必要な面積などから推計すべきではないかと。 | 1 | 計画上は山地域(標高概ね300~800m)を主なシカの生息場所と考えているが、この地域内でも場所により植生の状況も異なり、人工林については整備の仕方により食物量も異なります。必要量を算出するためには、長期的な食物量の変化とシカの食物要求量、植生への影響を考慮する必要があります。そのため、保護管理上の目標とするのは、実際は難しいと考えておりますが、モデル地域で保護管理手法を検証していく中で、適正密度等についても検証していきたいと考えています。 | 4 |
| 74 | H. シカの保護管理 | 植生保護柵はつくるべきではない。追い払いや捕獲は柵を作らずに行うという前提で管理すべきではないかと。 | 1 | 奥山域(標高概ね800m以上)では捕獲を積極的に実施していくこととしていますが、高密度化の原因となっている場所については、植生保護柵を並行して設置することが希少種の保護のためにも必要と考えています。 植生保護柵は、将来的に必要ななくなったものは撤去をしていくことも考えています。 | 4 |

| 項番 | 項目 | 意見要旨 | 意見数 | 反映の方向 | 区分 |
|----|-----------|--|-----|--|----|
| 75 | H．シカの保護管理 | シカの高密度化による植生衰退地域での密度低減と定着の解消に関して、奥山域でのシカの個体数を早期に積極的に減らすべきと考えるが、特別保護地区・鳥獣保護区がかかっている現状で、実際どのように減らすのか。今まで減らせずにきて問題が拡大しているのに、今回は減らせるとは考えられない。法規制の対応はどのようにするのか、誰が登山道のある奥山域で鉄砲を打つのか。 | 1 | 特別保護地区や鳥獣保護区であっても捕獲許可を得れば捕獲は可能であり、現行計画においてもこれらの地域で実施してきました。捕獲数が少なかったのは、手法や時期が原因であると考えられ、新たな捕獲方法の開発も含め対応していきたいと考えております。なお、捕獲に際しては登山者への影響がでないよう、時期や場所、現地での実施時間帯などを調整しながら実施してまいります。 | 5 |
| 76 | H．シカの保護管理 | 中標高域の県有林をモデルに、間伐もしくは皆伐を行って林床植生を増やして、シカの生息に適した環境にすることで、特別保護地区などの高標高域にいるシカを誘導することが必要である。 このことにより大量の木材も生産されることになるので、林業の活性化にも資することになる。 | 1 | ご意見にあるように本計画では、山地域（標高概ね300～800m）をシカの生息地として位置付け、安定的に個体群が維持できるように個体数調整と連携して、森林整備による生息環境整備を実施していきます。 | 2 |
| 77 | H．シカの保護管理 | 自然植生へのシカの採食圧を低減するため、豊作により廃棄処分になる野菜を県が買上げて、農林業被害問題にならないような場所に散布するようなことも必要では。 また、手入れされずに放置されている二次林内のアズマネザサを刈り取って冬場のえさの代用とすることも検討してはどうか。 | 1 | 人為的な給餌は、緊急避難的、あるいは農業被害軽減、狩猟資源の観点から海外を中心に実施されている例がありますが、餌付けになる可能性が高く、また、シカ以外の生物への影響も懸念されることから、実施していくことは適当でないと考えています。 | 4 |
| 78 | H．シカの保護管理 | 森林管理と連携したシカの個体数調整が掲げられているが、モデル地域だけに限定せず、国とも実務的な連携を図りつつ丹沢全域で実施すべきである。稜線部の食餌帯であるササ原のかなりの面積を柵で囲うということであり、そうした施策を展開するのであればなお、そこを追われたシカの生息域として、また、荒れた人工林の再生をも兼ねて、丹沢全域の中標高域の人工林を積極的に管理、活用していくことが必要である。 | 1 | 本計画では、稜線部（奥山域（標高概ね800m以上））では高密度化の解消を行い、中標高域では森林整備を行うこととしており、統合的な事業展開を目指してまいります。生息環境モデル地域を設定したのは、シカの生息域の確保が「シカの個体数」と「森林のシカの収容力」を両立しなければならないという難しい課題であるほか、この試みでは前例がないという理由からです。ご意見の内容に関しましては、今後の取組の参考とさせていただきます。 | 3 |
| 79 | H．シカの保護管理 | 「シカの保護管理」のニホンジカ保護管理計画に繋がることですが・・・。 丹沢から箱根などに分布を広げないという意識で対応することが必要と思われます。 | 1 | 本計画では、シカの保護管理については「丹沢山地での個体群の存続」を目標としており、分布域を拡大させないためにも、丹沢での密度を上昇させないこととしています。 | 2 |

| 項番 | 項目 | 意見要旨 | 意見数 | 反映の方向 | 区分 |
|----|------------|---|-----|--|----|
| 80 | I．希少動植物の保全 | 「特別保護区の拡大検討」とありますが、丹沢を訪れる30万人の方々が今歩いている場所が「特別保護区」「保護区」「・・・」なのかどうか、または、「特別保護区」「保護区」「・・・」各々でしていいこと、いけないことは何かなどを理解するのは極めて困難です。 希少に限らず、生物全体の保護を目的として、普通の方々には丹沢全域共通（あるいは国定公園内）の規則を指導するのが現実的と思考します | 1 | 本計画では「県民参加による自然公園適正利用・管理の推進」を主要施策として位置づけて、一般県民にわかりやすい公園利用に関する基本方針や丹沢の利用のためのルールづくりを行うこととしており、登山者等への普及啓発を図りたいと考えております。ご提案の内容に関しましては、事業実施の際の参考とさせていただきます。 | 3 |
| 81 | I．希少動植物の保全 | 丹沢の相当部分を占める国有林も一体的な形で再生計画に位置付けて施策を展開すべきであり、取り分け世附国有林は国定公園に組み入れることが必要である。 また、前回の自然環境調査でも自然度が高いとされた皆瀬川流域について、自然公園に組み入れ、自然環境を保全する為の適切な管理下におくべきである。 | 1 | 国定公園の区域の拡大については、今後どのように進めていくか、現在検討しているところであり、今後、林野庁や地元自治体と十分調整し、国定公園への編入の可否について検討していきたいと考えています。 | 3 |
| 82 | I．希少動植物の保全 | 希少動植物の保全として、個体数が極端に少ないものについては、人工による増殖方法を行う必要がある。 | 1 | 必要性・緊急性の高い絶滅危惧種の植物などについては、「緊急性の高い種の回復」の中で保護・回復のための対策を講じることとしています。 | 2 |
| 83 | I．希少動植物の保全 | ノビネチドリのような移植、人工による増殖が不可能なものについては、植生保護柵、場合によっては鉄籠による個体包囲も必要になってくるのではないか。 | 1 | 必要性・緊急性の高い絶滅危惧種の植物などについては、「緊急性の高い種の回復」の中で保護・回復のための対策を講じることとしています。 | 2 |
| 84 | I．希少動植物の保全 | 希少動植物の保全として、人工増殖に関しては自然環境保全センターの他に県博、フラワーセンター大船植物園とタイアップし、地元の山草栽培愛好家の協力も仰ぐと更によいのではないかと思います。 | 1 | ご意見の趣旨は、事業実施の際の参考とさせていただきます。 | 3 |
| 85 | I．希少動植物の保全 | 各種工事等の際に希少種が見つかるケースが多々あります。その際に自然環境保全センター及び県博による事前調査、保護措置が迅速にできる体制づくりが必要かと思いません。 | 1 | 施工中に確認され保護が必要な場合は自然環境保全センターに連絡いただくよう周知徹底していきます。ご意見の趣旨は、今後の取組の参考とさせていただきます。 | 3 |

| 項番 | 項目 | 意見要旨 | 意見数 | 反映の方向 | 区分 |
|----|----------|---|-----|---|----|
| 86 | J．外来種の除去 | 釣りの対象として人気が高く放流されているブラックバス等の外来魚の放流は、遊びの為に生態系を攪乱している行為であり明確に禁止すべきである。 | 1 | ブラックバスをはじめとして生態系攪乱要素の高い外来種の魚類は、国の法律である「外来生物法」により特定外来生物に指定されており、特別な事情がない限り、放流することは禁止されております。本計画では、監視体制を構築し侵入の阻止を図ることとしております。 | 2 |
| 87 | J．外来種の除去 | 外来植物について <ul style="list-style-type: none"> ・工事の際に外来植物種子吹き付けは原則的に禁止すべきです。現場の表土を活用して吹き付けをおこなえば、現場の植物が必ず生えてきます。（埋蔵種子） ・工事の際にどうしてもできる裸地に生える外来植物は工事施工後2～3年は刈り払い抜き取りを工事予算に計上すべきものと思います。 ・特に国定公園の特別保護地区内での登山路沿いに生える外来植物はボランティア等による「外来植物駆除隊」を結成し、歩きながらの抜き取り駆除を行事にしていくことが必要と思ひ | 1 | 外来生物には、特定外来生物に位置づけられたものと、それ以外に分かれます。特定外来生物のうち、生態系攪乱要素の高い種については除去を基本に、他の外来種とともに継続的監視を県民参加で行います。 工事に伴う緑化については、丹沢産の緑化種子生産と表層土壌を活用した緑化手法の研究開発に取り組みます。箱根仙石原のオオハンゴンソウのように緊急対応が必要なものは丹沢大山の特別保護地区では確認しておりませんが、ご意見は事業実施の際の参考とさせていただきます。 | 3 |
| 88 | J．外来種の除去 | 外来動物について <ul style="list-style-type: none"> ・河川、湖沼に生息するオオクチバス等の在来種に悪影響を与える種は釣り人に強く捕獲を奨励するとともに自家消費や現金による引取り等を検討するべきと思います。また、リリースを禁止し、放流者には高額な罰金を課すことも必要と思います。 ・サカマキガイについては感染症の問題から、これは専門家による駆除隊を組織して駆除にあたる他はないと思います。 ・アライグマ等の外来動物については、すべて駆除、と殺の対象にしないと第2の鎌倉、藤沢になりかねません。 | 1 | 特定外来生物であるオオクチバスは、外来生物法で放流が禁止されております。 アライグマについては、同じく特定外来生物に指定されており、県のアライグマ防除実施計画に基づき、全県域で計画的に捕獲することとしております。 オオクチバスやアライグマ以外の要注意外来生物については、モニタリングを実施しながら、今後の対応を検討していきます。 | 2 |

| 項番 | 項目 | 意見要旨 | 意見数 | 反映の方向 | 区分 |
|----|-------------|---|-----|--|----|
| 89 | K．自然公園の適正利用 | 自然豊かで魅力ある登山ルートがたまたま県の管理すべきルートとして扱われず、荒れたままで放置されている場合があるが、オーバーユース問題を軽減する上でも、県民と連携しながら多くのルートを整備し、一般ルートだけではない丹沢の広範で多様な魅力をアピールすることが有効である。 | 1 | 本計画では、「登山道等施設整備事業の拡充」を主要施策に位置づけ、その中で、公園利用実態の調査に基づき登山道路線のカルテを作成し、その情報をもとに県民協働により計画的に管理・整備を進めることとしております。また、路線の拡大や廃止に関しましては、その周辺の自然環境、地権者の合意等を勘案し検討してまいります。 | 3 |
| 90 | K．自然公園の適正利用 | 登山道以外への多人数の踏み込み防止の周知と木道・ロープ柵等の防止対策の強化してほしい。調査などの学術的に必要な場合でも踏み込みを減らした測定・観測手法について検討願いたい。 | 1 | 登山道以外への立入防止については、これまでも取り組んできており、今後も継続してまいります。調査にあたっては、登山道周辺の荒廃を助長しないように心掛けます。 | 2 |
| 91 | K．自然公園の適正利用 | 登山路沿いの整備は現場の土、岩石を使用し、これに麻袋等の中にスギ、ヒノキの間伐材のチップを入れて、登山路へのクッション、水路の固定化防止、分散化を図るとよいかと思えます。 | 1 | 基本的に残土を出さぬように現地の土、岩石を利用して整備をしております。また、すでに県民協働による登山道維持管理において水切り（表面排水処理施設）設置とともにチップ散布を行っており、今後、規模を拡大して進めてまいります。 | 2 |

| 項番 | 項目 | 意見要旨 | 意見数 | 反映の方向 | 区分 |
|----|----------------|---|-----|--|----|
| 92 | L．自然再生に向けた基盤整備 | 例えば塔ノ岳へ登る途中の荒れはてている林に、500m四方で1人づつボランティアを集め、下木を切ったり、切った古木を下におろしたりするだけで、見ちがえるようにきれいになります。 | 1 | ボランティア等による森林の整備に関しましては、計画の基本的な視点の中で「県民参加による自然再生事業の実施」を挙げており、また、主要施策として「県民参加・協働の推進」を計画に盛り込んでおります。 具体的な実施方法のご提案は、事業実施の際の参考とさせていただきます。 | 3 |
| 93 | L．自然再生に向けた基盤整備 | 保全計画については、今までその存在自体も知らなかったもので、新しい計画では、対策とその効果について取りまとめたものを、「丹沢大山白書」といったものに取りまとめて、ホームページなどで掲載してはどうか。 | 1 | 計画に基づく事業とその効果に関する情報提供につきましては、「自然環境情報・自然再生情報の提供」として計画に盛り込んでおります。具体的にはインターネット技術を活用した自然環境情報ステーション（e-Tanzawa）により県民への情報提供を行います。 「丹沢白書」等の具体的なご提案は、事業実施の際の参考とさせていただきます。 | 3 |
| 94 | L．自然再生に向けた基盤整備 | 丹沢の各ビジターセンターに行っても、自然豊かな丹沢の展示しかないが、危機的な状態であることを示す展示も必要ではないか。 | 1 | 展示施設等による環境学習や環境教育に関しましては、「環境学習・教育機能の充実」として計画に盛り込んでおります。 ご指摘の展示の提案については、自然環境保全センターの建て替えに伴う展示内容等の見直しの参考とさせていただきます。 | 2 |
| 95 | L．自然再生に向けた基盤整備 | 自然再生には理解者、協力者を増やしていくことが大事。特に子どもたちをどうつないでいくか、その親たちの世代を理解者として抱き込むものを起こしていく必要がある。 | 1 | 県民協働により自然環境の保全活動が継続的に実施されるためには、次世代を担う子どもたちの環境学習や環境教育が重要であると考え、「環境学習・教育機能の充実」を計画に盛り込んでおります。 また、計画では「県民参加・協働の推進」として、県民参加事業の拡充を図ることにしており、参加機会が増えることで、親の世代の理解も深まるものと考えています。 | 2 |
| 96 | L．自然再生に向けた基盤整備 | （丹沢の危機などの）マイナスイメージだけではなく、みんなで大切にし、支えていきたい自然を前面に出して（環境学習などを進めて）ほしい。 | 1 | ご意見につきましては、本計画の「自然環境情報・自然再生情報の提供」や「環境学習・教育機能の充実」の今後の取組の参考とさせていただきます。 | 3 |

| 項番 | 項目 | 意見要旨 | 意見数 | 反映の方向 | 区分 |
|-----|----------------|--|-----|--|----|
| 97 | L．自然再生に向けた基盤整備 | 自然環境学習というものは、だれが子どもや大人に向けて、どのように進めるのか。 | 1 | 自然環境問題は、県民一人ひとりにとって身近で大変重要な問題であると認識しておりますので、教育現場やご家庭の中で自然環境について学習して頂きたいと考えております。このような環境学習を支援するため、本計画では、県が丹沢の自然環境を学習するための情報整備、施設づくりやe-ラーニングなどの学習システムの整備を行うこととしております | 5 |
| 98 | L．自然再生に向けた基盤整備 | 計画にあるような多くの事業をうまく実施していくには、どうしても人手が必要であり、それにはボランティアを募り、定期的、定例的に動かしていくことが肝要である。 | 1 | ボランティアやNPO等の協力に関しましては、自然再生事業の担い手として大変重要であるとの認識から、計画の基本的な視点の中で「県民参加による自然再生事業の実施」を挙げており、また、主要施策として「県民参加・協働の推進」を計画に盛り込んでおります。 実施にあたっては、できるだけご意見の趣旨に添うよう取り組んでまいります。 | 2 |
| 99 | L．自然再生に向けた基盤整備 | 自然環境が悪化している丹沢を全体として元に戻すのであれば、地元の方のノウハウを活用する必要がある。 | 1 | 本計画の基本的な視点で「県民参加による自然再生事業の実施」に取り組むこととしており、地元の方を含め、幅広くノウハウを取り入れて行きたいと考えております。 | 3 |
| 100 | L．自然再生に向けた基盤整備 | 今すぐボランティアでできるものをピックアップして、県民の協力を呼びかける集いをぜひ行ってほしい。 植生保護柵の補修、手入れ不足の森林の間伐や土砂止め作業など重機を使用しない軽作業には多くの人手があれば広範囲な作業が効率よくできる。 | 1 | ボランティアやNPO等の協力に関しましては、自然再生事業の担い手として大変重要であるとの認識から計画の基本的な視点の中で「県民参加による自然再生事業の実施」を挙げており、また、主要施策として「県民参加・協働の推進」を計画に盛り込んでおります。 | 2 |
| 101 | L．自然再生に向けた基盤整備 | 作業を指導する指導員の育成が必要であり、既にボランティアで活動しているグループのメンバーなどその候補としてはどうか。 | 1 | ボランティアやNPO等の協力に関しましては、自然再生事業の担い手として大変重要であるとの認識から計画の基本的な視点の中で「県民参加による自然再生事業の実施」を挙げており、また、主要施策として「県民参加・協働の推進」を計画に盛り込んでおります。 | 2 |
| 102 | L．自然再生に向けた基盤整備 | 一般県民個人等が所蔵する、丹沢山地、山麓などに関わる貴重な資料が散逸し、廃棄される危機にあることから、これらの資料が後世まで伝承されるような施策を計画に盛り込んでほしい。 | 1 | 本計画においては「環境学習・教育機能等の充実」に向け、自然環境保全センターを立て替え図書機能を拡充したり、丹沢自然環境情報ステーション（e-tanzawa）を充実することにしており、その中で、丹沢の貴重な既存資料等の収集と活用についても検討したいと考えております。 | 3 |

| 項番 | 項目 | 意見要旨 | 意見数 | 反映の方向 | 区分 |
|-----|-----------------|--|-----|---|----|
| 103 | L. 自然再生に向けた基盤整備 | 今後の作業については、保全計画の改定内容に関する議論、検討そのものの場に県民が参加可能な開かれた体制を一刻も早く整えると共に、その検討経過を逐次公開し、広く県民にその経過が伝わるように、情報のリアル・タイムの公開を徹底すべきである。 | 1 | 計画の点検や計画改定、事業実施内容やその効果に関する情報公開については、広く県民の方々に情報提供してまいりたいと考えております。その手法などについて自然再生委員会の議論・意見を踏まえ、取り組んでまいります。 | 3 |

| 項番 | 項目 | 意見要旨 | 意見数 | 反映の方向 | 区分 |
|-----|--------------|---|-----|--|----|
| 104 | M．統合再生プロジェクト | 「統合再生プロジェクト2：西丹沢1」の事業の中に「山岳エコツーリズム」が挙げられており、5年間で48名エコツアーガイドを育成するとの目標を立てているが、西丹沢地域だけでこれだけの人数が必要か疑問である。 | 1 | 山岳エコツーリズムのガイドにつきましては、丹沢大山全体で考える必要がありますので、全県で48名、西丹沢とそれ以外の地域で各24名に修正いたします。 | 1 |
| 105 | M．統合再生プロジェクト | 「統合再生プロジェクト」に関してですが、プロジェクトリーダー（以下PL）がしっかり采配しなければ「統合」されず、「統合」のためにはPLに高い能力と権限とが必要と愚考します。 PLは誰、またはどの「事業実施主体」でしょうか。 PLの権限はどこまででしょうか。配下の複数「事業実施主体」に対し、人事権、予算配分権、事業計画の内容・スケジュールの微修正権等の権限はあるのでしょうか。 逆に、事業実施主体ごとに内容・予算などが決まるのであれば、プロジェクトは無意味ではないか。 | 1 | 統合再生プロジェクトは、問題が多数重なり、かつ課題の重要度が高い流域を設定し、そこで取り組む県事業を位置づけています。本計画では、県事業の統合化を視点としていますので、プロジェクト等の具体的な事業実施にあたっては、自然環境保全センターや緑政課が事業間の調整をしていきたいと考えております。 | 5 |